

資料 1

参考資料集

目次

1. 制度関係（令和5年10月現在）	- 3 -
(1) 入札参加資格申請	- 3 -
(2) 契約方式関係	- 4 -
(3) 最低制限価格等関係	- 4 -
(4) 入札方法関係	- 4 -
(5) 所在地区分	- 5 -
(6) 入札参加停止等関係	- 7 -
(7) 発注関係（電子入札）	- 7 -
(8) 登録業種・種目	- 7 -
2. 各種数値データ	- 12 -
(1) システム取扱案件数等	- 12 -
(2) 入札参加資格申請件数（業者登録）	- 13 -
(3) 入札参加資格申請件数（変更申請）	- 13 -
(4) 検査関係登録件数	- 13 -
(5) ヘルプデスク受付件数	- 13 -
(6) システム利用ユーザー数等	- 14 -
3. 過去のシステム変更等	- 15 -
4. 庁内LAN利用要件	- 16 -
5. セキュリティ要件（現行参考）	- 18 -
6. SLA（現行参考）	- 22 -

1. 制度関係（令和5年10月現在）

（1）入札参加資格申請

申請方法	HP上の電子申請システムによる情報登録及び書類提出		
名簿登載期間	3年間（3年毎の定期申請において一斉更新）		
登録区分	工事系：「建設工事」「測量・建設コンサルタント」 物品系：「物品調達」「委託・役務の提供」「賃借・売払い」		
共同企業体（JV）の取扱い	個別案件ごとに結成する特定JV（甲型）を採用している。経常JVは採用していない。		
等級格付	建設工事における格付対象業種のみ。経審点や地元要素による加算等から算出した総合点により等級を決定。		
資格申請要件（一例）	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可 ・建設業における経営事項審査を受け、且つ総合評定値の通知を受けていること。 ・建築事務所登録などの、公的機関による登録・許可・認可 ・営業年数 ・社会保険制度の適用 等 		
登録内容（一例）	<ul style="list-style-type: none"> ・登録区分（「工事」「物品」など） ・会社名、所在地等の基本情報 ・希望業種（工事系のみ。第2希望まで登録） ・希望種目（物品調達のみ。第3種目まで登録） 		
業種・種目	後記「(8) 登録業種・種目」のとおり		
		申請時期	登録の有効期間
工事・工事関連業務	定期申請	12月	次の4月1日から3年間
	追加申請	6月	次の10月1日から定期申請に係る登録の有効期間終期までの間
		12月	次の4月1日から定期申請に係る登録の有効期間終期までの間
	希望業種変更申請	12月	次の4月1日から定期申請に係る登録の有効期間終期までの間
	変更申請	随時	随時
物品・委託役務・賃借売払	定期申請	10月	次の4月1日から3年間
	追加申請	6月	次の10月1日から定期申請に係る登録の有効期間終期までの間
		12月	次の4月1日から定期申請に係る登録の有効期間終期までの間
	希望業種変更申請	6月	次の10月1日から定期申請に係る登録の有効期間終期までの間
		12月	次の4月1日から定期申請に係る登録の有効期間終期までの間
変更申請	随時	随時	

(2) 契約方式関係

業種区分	契約方式	対象案件
工事	WTO	予定価格が 22 億 8 千万円以上
	一般競争入札	予定価格が 250 万円を超え 22 億 8 千万円未満
	指名競争入札	緊急案件等
	随意契約	特命随契、見積合せ等
工事関連業務	WTO	予定価格が 2 億 2 千万円以上
	一般競争入札	予定価格が 100 万円を超え 2 億 2 千万円未満
	指名競争入札	緊急案件等
	随意契約	特命随契、見積合せ等
物品	WTO	予定価格が 3,000 万円以上
	一般競争入札	予定価格が 160 万円を超え、案件内容により判断
	指名競争入札	予定価格が 160 万円を超え、案件内容により判断
	随意契約	予定価格が 15 万円以上、160 万円以下（見積合せ） 特命随契等
委託役務	WTO	予定価格が 3,000 万以上のうち、協定の対象となる業務
	一般競争入札	予定価格が 100 万円を超え、案件の内容により判断
	指名競争入札	予定価格が 100 万円を超え、案件の内容により判断
	随意契約	特命随契、見積合せ等

※上表「一般競争入札」の区分に属する案件を原則電子入札対象案件としている。

(3) 最低制限価格等関係

業種区分	価格	対象案件
工事	調査基準価格	予定価格 1 億 1000 万円以上
	最低制限価格	予定価格 250 万円超 1 億 1000 万円未満
	不採用	案件内容による
工事関連業務	最低制限価格	予定価格 100 万円超
	不採用	案件内容による
物品	最低制限価格	全案件について不採用
委託役務	最低制限価格	原則不採用

(4) 入札方法関係

業種区分	契約方式	入札方法
工事	WTO	電子、郵便
	一般競争入札	電子
	指名競争入札	電子、郵便
	随意契約	電子、郵便
工事関連業務	WTO	電子、郵便
	一般競争入札	電子
	指名競争入札	電子、郵便

	随意契約	電子、郵便
物品調達	WTO	電子、郵便
	一般競争入札	電子
	指名競争入札	電子、郵便
	随意契約	電子、郵便
業務委託・役務の提供	WTO	電子、郵便
	一般競争入札	電子
	指名競争入札	電子、郵便
	随意契約	電子、郵便

(5) 所在地区分

業種区分	所在地区分	定義
工事	市内業者	市に建設業法第3条第1項に基づく主たる営業所を有する者
	準市業者	市に建設業法第3条第1項に基づくその他の営業所を有する者
	市外業者	上記以外の者
建設コンサルタント	市内業者	市に建設コンサルタント登録規程第4条第1項に基づき登録された主たる営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置くとともに、市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を有する者
	準市業者	市に建設コンサルタント登録規程第4条第1項に基づくその他の営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置くとともに、市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を委任している者
	市外業者	上記以外の者
測量業務	市内業者	市に測量法第55条の2に基づき登録された主たる営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置くとともに、市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を有する者
	準市業者	市に測量法第55条の2に基づくその他の営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置くとともに、市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を委任している者
	市外業者	上記以外の者
地質調査業務	市内業者	市に地質調査業者登録規程第4条1項に基づき登録された主たる営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置くとともに、市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を有する者

	準市業者	市に地質調査業者登録規程第4条1項に基づくその他の営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置くとともに、市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を委任している者
	市外業者	上記以外の者
補償コンサルタント業務	市内業者	市に補償コンサルタント登録規程第4条第1項に基づき登録された主たる営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置くとともに、市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を有する者
	準市業者	市に補償コンサルタント登録規程第4条第1項に基づくその他の営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置くとともに、市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を委任している者
	市外業者	上記以外の者
	市外業者	上記以外の者
建築設計業務	市内業者	市に入札参加資格申請及び建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所登録をしている本店を有し、当該本店において、市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を有する者
	準市業者	市に入札参加資格申請に基づく本店以外の建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所登録をしている支店、支社、営業所等を有し、当該支店、支社、営業所等に市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を委任している者
	市外業者	上記以外の者
設備設計業務及び造園設計業務	市内業者	市に入札参加資格申請に基づく本店を有し、当該本店に専任の職員を置くとともに、市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を有する者
	準市業者	市に入札参加資格申請に基づく本店以外の支店、支社、営業所等を有し、当該営業所等に専任の職員を置くとともに、市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を委任している者
	市外業者	上記以外の者
物品、委託役務等	市内業者	本市が市税を課税する者で本市の区域内に本店を有する者
	準市業者	本市が市税を課税する者で、本市の区域外に本店を有し、かつ、本市の区域内に本店以外の事業所を有する者
	市外業者	上記以外の者

(6) 入札参加停止等関係

措置名	内容
入札参加停止	措置要件に該当すると認められた者は入札参加停止期間中、入札等に参加できない。
入札参加回避	措置要件に該当するおそれがあると認められた者又は経営不振の者は入札参加回避期間中、入札等に参加できない。
入札参加除外	暴力団員及び暴力団密接関係者は契約から排除される。

(7) 発注関係（電子入札）

業種区分	事務内容	運用	
工事 工事関連業務	一般競争入札	発注	毎月初めの営業日に入札公告を行う。ただし、原則として、毎年3月は発注を行わない。
		申請受付	公告日から最低制限価格案件、調査基準価格適用案件ごとに一定期間申請を受け付ける。
		入札期間	最低制限価格案件は、開札日前の概ね2日間程度 調査基準価格案件は、開札日前の概ね4日間程度
		開札日	最低制限価格案件は、入札公告日から概ね1ヶ月後 調査基準価格案件は、入札公告日から概ね1ヶ月半後
物品調達・委託 役務の提供	一般競争入札	発注	随時
		申請受付	公告日から案件毎に一定期間申請を受け付ける。
		入札期間	最低制限価格案件は、開札日前の概ね2日間程度
		開札日	最低制限価格案件は、入札公告日から概ね1ヶ月後

(8) 登録業種・種目

工事系

業種区分	業種	必要な許可	
工事	土木工事	土木工事業	
	建築工事	建築工事業	
	電気工事	電気工事業	
	管工事	管工事業	
	舗装工事	舗装工事業	
	造園工事	造園工事業	
	水道施設工事	水道施設工事業	
	その他工事	大工工事業	
		左官工事業	
		とび・土工工事業	
石工事業			
	屋根工事業		

		タイル・れんが・ブロック工事業
		鋼構造物工事業
		鉄筋工事業
		しゅんせつ工事業
		板金工事業
		ガラス工事業
		塗装工事業
		防水工事業
		内装仕上工事業
		機械器具設置工事業
		熱絶縁工事業
		電気通信工事業
		さく井工事業
		建具工事業
		消防施設工事業
		清掃施設工事業
		解体工事業

業種区分	業種	必要な登録
工事関連業務	建設コンサルタント 業務	建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定に 基づく登録
	測量業務	測量法第55条第1項の規定に基づく登録
	地質調査業務	地質調査業者登録規程第2条第1項の規定に基づく 登録
	補償コンサルタント 業務	補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定に 基づく登録
	建築設計業務	建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務 所の登録
	設備設計業務	営業上必要とする登録等
	造園設計業務	

物品系

1 物品			
業 種	種 目	業 種	種 目
医療・衛生	医療機器	厨 房・ ガス器具	厨房用品・機器
	医療用品・衛生材料		ガス器具
薬 品	医薬・試薬	機械・工具	建設機械
	工業用薬品		機械・工具
理化学・ 計測機器	環境保全機器		上・下水道機器
	実験機器		その他機械工具
	光学機器		
石油製品・ 燃 料	石油	一般資材	木材
	ガス		骨材・セメント
教育用品	学校教材		コンクリート二次製品
	保育教材		ヒューム管
	楽器		塗料
	スポーツ		その他一般資材
	映画・ビデオ		
事務用品・ 機 器	事務用品・機器	道路材	常温合材
	OA用品・機器		鋼材
	電算用品		鋳物
	梱包		道路標識・防護柵
写 真	写真	看板・旗	看板
	青写真		旗・幕
図書・地図	図書・雑誌	日用品	日用雑貨
	地図		園芸用品
	航空写真	食料品	茶
室内装飾	カーテン・カーペット		牛乳
	木工製品		その他食料品
	畳・ガラス・建具	繊維等	被服
	テント・シート		寝具
電気製品	家電製品		はきもの
	通信・音響	その他繊維	
	空調機器	時計・記念品	時計
	その他電気製品		記念品

業 種	種 目	業 種	種 目
車 両	自動車	その他維持管理	計装設備保守点検
	自動二輪・自転車		ポンプ設備保守点検
	特殊車両		自動車保守点検
	車両修理		クレーン保守点検
	車両用品		大気汚染測定機保守点検
企画用品	イベント・舞台		計量器検査
	選挙用品		プラント施設の運転管理
その他	環境用品		その他維持管理
	その他		ソフト開発・システム開発
印 刷	一般印刷		情報処理(コンピュータ関連)
	フォーム	パンチ業務以外のデータ入力	
	その他印刷	電算事後処理	
	電算システム維持管理・システム運用		
2 委託役務		その他情報処理	
建物の維持管理	建物環境衛生	講習・研修	
	建物清掃		外国語研修
	人的警備		その他講習・研修
	機械警備	催 事	イベント企画・運営
	設備運転監視		会場設営
	その他建物の維持管理		舞台装置の操作
			その他催事
建物設備機器の維持管理	自家用電気工作物保安管理	デザイン	印刷
	電気設備保守点検		展示物
	防災設備保守点検		その他デザイン
	冷暖房設備保守点検	広 告	映画・ビデオ等の制作・放送
	エレベータ設備保守点検		ホームページ作成
	その他建物設備機器の維持管理		看板・サイン作成
屋外施設の維持管理	公園・緑地等管理	産業廃棄物処分	その他広告
	舗装道機械清掃		産業廃棄物収集運搬
	土木施設管理	産業廃棄物処理	
	水道管の維持管理	運搬請負	運送・集配・引越
	水路・下水道管の維持管理		送迎
	その他屋外施設の維持管理		車両運転代行
	宅配		
		その他運搬請負	

業 種	種 目	業 種	種 目
台帳・フィルム作成	道路台帳作成	その他	受付・電話交換
	下水道台帳作成		レセプト点検
	マイクロフィルム作成		人材派遣
	航空写真作成		翻訳・通訳・速記
	その他台帳・フィルム作成		ピアノ調律
計量証明業	大気		給食調理
	水質		クリーニング
	土壌		収納代行
	ダイオキシン類		カウンセリング
	その他計量証明業		不動産鑑定
調査研究・計画策定	経済	その他	
	環境		
	福祉・医療・教育	3 賃借・売払い	
	資源・エネルギー	業 種	種 目
	文化・芸術	リース・レンタル	医療機器
	市民生活		事務機器
	PFI関連		OA機器
その他計画策定等	寝具		
調査	水道管調査		車両
	交通量調査		仮設建物
	その他調査	その他リース・レンタル	
診断・検査	健康診断	売払い	鉄
	腎臓・心臓・ぎょう虫卵の検査		水道メーター
	その他診断・検査		その他売払い
水道関連	水道検針		
	量水器取替え		
	未納水道料金収納		
	その他水道関連		
病院関連	医事関連		
	物流管理		
	看護補助		
	その他病院関連業務		
リサイクル業	自転車		
	缶・ダンボール・牛乳パック		
	放置自転車		
	その他リサイクル業		

※入札参加資格審査申請における登録業種等の申請項目・申請方法は、総務省による地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る様式標準化の内容を踏まえた仕様を検討している。

2. 各種数値データ

(1) システム取扱案件数等

工事、工事関連業務		
H30	案件総数	714
	電子入札	614
	平均	24
H31 (R1)	案件総数	589
	電子入札	548
	平均	24
R2	案件総数	577
	電子入札	529
	平均	24
R3	案件総数	576
	電子入札	534
	平均	24
R4	案件総数	453
	電子入札	432
	平均	29

物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払い		
H30	案件総数	697
	電子入札	649
	平均	8
H31 (R1)	案件総数	622
	電子入札	596
	平均	7
R2	案件総数	750
	電子入札	711
	平均	8
R3	案件総数	644
	電子入札	626
	平均	8
R4	案件総数	643
	電子入札	612
	平均	9

※「案件総数」は、郵便入札、電子入札、その他を全て含めた件数

※「電子入札」は、案件総数のうち電子入札の件数

※「平均」は、電子入札1案件当たりの平均入札参加業者数

※電子入札案件の1案件あたりの最大入札参加業者数は

工事系：100者程度 物品系：90者程度

(2) 入札参加資格申請件数（業者登録）

年度	建設工事、工事関連業務			物品、委託役務等		
	定期申請	追加申請	希望業種変更	定期申請	追加申請	希望業種変更
H30		132	32		315	38
H31 (R1)	-	116	24	-	220	24
R2	3029	65	-	5,243	176	30
R3		160	46	-	411	32
R4	-	130	38	-	256	43

(3) 入札参加資格申請件数（変更申請）

年度	全業種区分
H30	1,651
H31 (R1)	1,679
R2	3,037
R3	1,716
R4	1,823

(4) 検査関係登録件数

年度	工事				工事関連業務		
	完成	出来形	中間技術	臨時	完成	出来形	臨時
R2	328	27	32	105	161	17	1
R3	399	42	33	172	183	22	1
R4	368	34	31	145	133	18	1

(5) ヘルプデスク受付件数

月	R2	R3	R4
4月	157	127	144
5月	51	71	113
6月	84	155	161
7月	137	98	69
8月	235	74	74
9月	350	140	66
10月	377	111	55
11月	109	107	74
12月	362	141	83
1月	96	104	42
2月	176	162	106
3月	100	153	62
合計	2234	1443	1049

(6) システム利用ユーザー数等

登録ユーザー数 (職員)	電子登録システム	50 人
	業者管理システム	50 人
	契約管理システム	1000 人
	電子調達システム	50 人
	入札情報公開システム	50 人
	工事等成績評定システム	1000 人
登録業者数	全業種区分 (うち JV 業者数)	9,300 者 (900 者)
	建設工事	2,500 者
	測量・建設コンサルタント	1,000 者
	物品、委託役務、賃借・売払い	5,800 者
	物品 (複数登録業者あり)	2,200 者
	委託役務 (複数登録業者あり)	3,100 者
	賃借・売払い (複数登録業者あり)	500 者

3. 過去のシステム変更等

現行システムにおいて過去5年間で行ったシステム変更等は以下のとおりである。

年度	変更等事由	対象システム	対応内容（概要）
R2	脱 Java 対応	電子調達	・電子入札コアシステムにおける新方式（脱 Java）への移行に伴う対応
R2	希望業種追加対応	全システム	・希望業種「水道施設工事」の追加に伴う対応
R2	工事成績評価基準の改正対応	工事等成績	・工事成績評価基準変更に伴う対応
R3	CE 財団連携方式変更対応	契約管理 業者管理	・CE 財団提供データの連携方式変更に伴う対応
R3	次期ブラウザ対応	全システム	・IE サポート終了に伴う次期ブラウザ（Edge）対応

4. 庁内LAN利用要件

※以下は受注前に提供することがセキュリティ上好ましくない項目についてあらかじめ削除しています。また、OSについて、コアシステムの標準環境外のOSが記載されていますが、順次Windows11に入替を予定しています。

1 クライアント環境要件

(1) ハードウェア環境

●FAT パソコン

ア CPU	Intel (R) Core (TM) i5-6300U CPU @ 2.40GHz (2機種)
	Intel (R) Core (TM) i5-10210U CPU @ 1.60GHz (1機種)
	Intel (R) Core (TM) i5-1145G7 CPU @ 4.40GHz (2機種)
イ メモリ容量	8GB 以上
ウ Cドライブ	100GB

(2) ソフトウェア環境

ア OS

Windows 10 Enterprise LTSC 1809 (x64)

Windows 10 Enterprise LTSC 21H2 (x64)

イ ブラウザ Microsoft Edge

(3) 庁内LANの環境

ア クライアントPC台数 約6,000台

イ 基本の通信プロトコル TCP/IP

ウ 庁内LAN通信速度

庁内LANは、他の業務システムと共用するため、常時帯域占有することはできないことに留意すること。

- ・本庁舎コアスイッチー各フロアスイッチ間 1Gbps
- ・各フロアスイッチー各島HUB間 100Mbps ※島HUBの仕様が100Mbps ※無線LAN利用あり
- ・本庁ー区役所間 1Gbps
- ・本庁ーその他出先機関間 1～10Mbps

エ 不正接続検知

不正なLAN接続を検知・遮断する仕組みを導入している。新たにLAN接続する機器を導入する場合はMACアドレスを提出すること。

2 クライアント利用要件

(1) クライアントPCにソフトウェアのインストールが必要な場合は、「必要性」「リスク（セキュリティや他のプログラムとの競合など）」「リソース消費（メモリーの使用量、DISK消費量、ネットワークトラフィックなど）」を明確に提示した上で、事前に堺市の承諾を得ること。なお、現在稼働している業務アプリケーションに影響を与えるソフトウェアのインストールは認めない。

(2) ソフトウェアのインストールに際して管理者権限が必要となる場合、必要性を明示したうえで堺市と事前に調整を行うこと。なお、利用する都度、管理者権限が必要となるものは認めない。

- (3) クライアント PC の端末設定（レジストリ/ファイルアクセス権/グループポリシー等）に関する設定の変更を要する際には、想定される影響範囲/リスクを事前に説明し、堺市と協議後、導入業者にて設定変更作業を行うこと。
- (4) 今後公開される Microsoft からの修正プログラムや更新プログラム(Hotfix 等)の適用を行なうため、各機能の動作保証についてサポートを行うこと。
- (5) 堺市にて市内 LAN および構成機器のリソース（リソース消費やトラフィック等）について分析を行っているため、当該システム導入に伴って変動した際には、リソース消費について説明を行い、また、指摘を受けた場合には修正または対策を行うこと。

3 仮想パソコン要件

堺市では、市内 LAN クライアント PC より仮想化されたデスクトップ環境（仮想パソコン）にて、インターネットウェブ閲覧を実施する。仮想パソコンの要件を以下に示す。本要件で適切に使用できること。

(1) ハードウェア環境

- ア CPU Intel (R) Xeon (R) Gold 6258R CPU @ 2.70GHz
- イ メモリ容量 4GB

(2) ソフトウェア環境

- ア OS Windows 10 Enterprise 21H2
- イ ブラウザ Google Chrome 121.0
Microsoft Edge 120.0

4 注意事項

上記市内 LAN 利用要件は、令和 6 年 2 月 6 日時点の情報であり、今後、変更となる可能性がある。

5. セキュリティ要件（現行参考）

No	区分	要件概要
セキュリティ基本要件		
1	基本方針 (情報セキュリティポリシー)	情報セキュリティについての基本的な方針を定めた文書(情報セキュリティポリシー)を作成すること。
2		情報セキュリティに関する基本的な方針を定めた文書は、定期的又はサービスの提供に係る重大な変更が生じた場合(組織環境、サービス提供環境、法的環境、技術的環境等)に見直しを行うこと。この見直しの結果、変更の必要性が生じた場合には、改定等を実施すること。
3	情報セキュリティポリシーの遵守、点検及び監査	取り扱う各情報について、管理責任者を定めると共に、取扱いの慎重さの度合いや重要性の観点から各情報を分類すること。 分類した情報に対する閲覧可能者、閲覧目的、閲覧方法等を明確にし文書化すること。
4		各情報における管理責任者は、自らの責任範囲における全ての情報セキュリティ対策が、情報セキュリティポリシーに則り正しく確実に実施されるよう、定期的にレビュー及び見直しを行うこと。
5		サービスの提供に用いるシステムが、情報セキュリティポリシー上の要求を遵守していることを確認するため、定期的に点検・監査すること。
6	従業員に係る情報セキュリティ	本契約に従事する従業員に対して、機密性・完全性・可用性に係る情報セキュリティ上の要求及び責任の分界点を提示・説明するとともに、明確な同意を得てこの要求等の遵守を徹底すること。
7		本契約に関する全ての従業員に対して、情報セキュリティポリシーに関する意識向上のための適切な教育・訓練を実施すること。
8		本契約に関する従業員が、情報セキュリティポリシー若しくはサービス提供上の契約に違反した場合の対応手続を備えること。
9		本契約に関する従業員の雇用が終了又は変更となった場合のアクセス権や情報資産等の扱いについて、実施すべき事項や手続、確認項目等を明確にすること。
10	情報セキュリティインシデント及びぜい弱性の報告	本契約に関する全ての従業員に対し、サービスの提供において発見あるいは疑いをもった情報システムのぜい弱性や情報セキュリティインシデント(サービス停止、情報の漏えい・改ざん・破壊・紛失、ウイルス感染等)について、どのようなものでも記録し、できるだけ速やかに管理責任者に報告できるよう手続を定め、実施を要求すること。 報告を受けた後に、迅速に整然と効果的な対応ができるよう、責任体制及び手順を確立すること。
11		予測できる障害及び事故については、事前に本市に連絡を行うこと。
12	法令と規則の遵守	サービスの提供及び継続上に関する重要な記録(データベース記録、監査ログ、運用手順等)については、法令又は契約及び情報セキュリティポリシー等の要求事項に従って、適切に管理すること。
物理的セキュリティ要件(データセンター)		
13	設置環境	建物及び部屋は、火災、水、落雷、電界、磁界及び空気汚染の被害を受ける恐れのない場所に設けられていること。
14		外部及び共用部分に面する窓は、防災、防犯の措置及び外光による影響を受けない措置が講じられていること。
15		データセンターへの入室可能な者を明確に定め、それ以外の者がアクセスできない措置を講じていること。
16		出入り口は、不特定多数の人が利用する場所を避けるとともに入退室を許可された外部組織等に対する入退室記録・管理を行うこと。
17		入退室等を管理するための手順書を作成すること。
18		サーバールームやラックの鍵管理を行うこと。

19		本市が実施するデータセンターへの立ち入り検査を認めること。なお、その際にサービスの提供設備、その他運用状況の確認が行えること。 本市がセキュリティに関する報告書の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。
20		建物及び部屋は、建築基準法に規定する耐火性能を有すること。
21		建物及び部屋は、水の被害を防止する措置が講じられていること。
22		建物及び部屋の内装、什器・備品は、不燃、防災性能を有する材料を用いるとともに静電気による影響を防止する措置が講じられていること。
23		建物及び部屋は、避雷設備、火災報知設備、消火設備、非常照明設備、避難器具、小動物被害防止等の建築設備が設置されていること。
24		提供システムの設置に必要な十分な空間が確保されていること。左右いずれかの側面または別のルートから、背面作業スペースへの進入経路が確保されていること。
25		情報漏えい、記録媒体の盗難防止措置が講じられていること。
26	電気設備	受電容量はビル全体として十分な容量が確保されていること。またビルにおける電気点検は、機器設備(サーバ、ネットワーク等)を停止せずに実施すること。
27		非常用発動発電機を備え、非常時に機器設備の受電容量をまかなえること。
28		UPSを備え、非常時に非常用発動発電機が起動するまでの間、機器設備に電源を提供できること。
29	空気調和設備	システム周囲環境温度は摂氏0度から40度、湿度30%から80%の範囲で常に安定的に保持するとともに、結露が発生しない動作環境であること。特に夏季においては室内の換気が十分に確保されていること。
30		空気調和設備は、防災、防犯及び水漏れ防止の措置を講じていること。
31	監視設備等	建物及び部屋の人出入り、防災設備及び防犯設備の作動、電源設備及び空気調和設備の稼働状況について適切な監視が可能であること。
32	地震対策	建物は、建築基準法に規定する耐震構造、免震構造又は制震構造であること
33		開口部、内装、設備、什器・備品は、落下、転倒及び振動等地震による被害を防止する措置を講じていること。
技術的セキュリティ要件		
34	不正侵入監視	ネットワーク上のトラフィックを監視し、不正侵入検知を行うこと。不正侵入の兆候を検知した時は、侵入を防止するための策を講じること。
35	不正改ざん検知	サーバ上にあるファイルの改ざん通知を行うこと。改ざんを検知した時は、修復もしくは代替ファイルへの移行を行うこと。
36	稼働監視	サービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器の稼働監視(応答確認等)を行うこと。 稼働停止を検知した場合は、市職員に速報を通知すること。
37	障害監視	サービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器の障害監視(サービスが正常に動作していることの確認)を行うこと。 障害を検知した場合は、市職員に速報を通知すること。
38	時刻同期	サービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ等(情報セキュリティ対策機器、通信機器等)の時刻同期の方法を規定し、実施すること。
39	技術的ぜい弱性対策	サービスの提供に用いるプラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器についての技術的ぜい弱性に関する情報(OS、その他ソフトウェアのパッチ発行情報等)を定期的に収集し、随時パッチによる更新を行うこと。
40	追加報告	サービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ等(情報セキュリティ対策機器、通信機器等)に係る稼働停止、障害、パフォーマンス低下等について、速報をフォローアップする追加報告を職員に対して行うこと。
41	監視手順書等	情報セキュリティ監視(稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視等)の実施基準・手順等を定めること。 また、システムの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ、ストレージ

		ジ、ネットワークの運用・管理に関する手順書を作成すること。
運用・管理要件		
42	利用設計	サービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージに対し、市民の利用状況の予測に基づいて設計した容量・能力等の要求事項を記録した文書を作成し、保存すること。
43	アクセス管理	市職員及び管理者(情報システム管理者、ネットワーク管理者等)等のアクセスを管理するための適切な認証方法、特定の場所及び装置からの接続を認証する方法等により、アクセス制御となりすまし対策を行うこと。 また、運用管理規定を作成すること。ID・パスワードを用いる場合は、その運用管理方法と、パスワードの有効期限を規定に含めること。
44	ログの管理	申請業者及び市職員の利用状況、例外処理及び情報セキュリティ事象の記録(ログ等)を取得すること。
45	ウィルス対策	サービスの提供に用いるプラットフォーム、サーバ・ストレージ(データ・プログラム、電子メール、データベース等)についてウィルス等に対する対策を講じること。万が一、ウィルスの感染を検知した場合は、直ちに必要な対策を講じること。
46	ぜい弱性対策	クロスサイトスクリプト、SQL インジェクション、ганブラー等の脅威を防ぐため、定期的にぜい弱性診断を行い、その結果に基づいて対策を行うこと。
47		Dos、DDoS、smart 等のサービス妨害攻撃を想定し、対策を講じておくこと。
48	データの保護	申請業者及び市職員の利用データ、アプリケーションやサーバ・ストレージ等の管理情報及びシステム構成情報の定期的なバックアップを実施すること。(申請情報、入札、契約情報、ユーザ情報、各種帳票など)
49		バックアップの頻度、バックアップデータの保存期間、バックアップデータからのリカバリ方法などを報告し、本市の承諾を得ること。また、報告内容に変更がある場合は、事前に報告すること。
50		バックアップデータはサービスの提供に支障のないよう自動的に取得すること。
51		バックアップデータを格納した媒体は、厳重に管理すること。
52		サービスの提供契約を終了した場合は、本市に関連する全てのデータを削除し、削除の証明書を本市に提出すること。
53		紙、磁気テープ、光メディア等の媒体の保管管理を適切に行うこと。
54	媒体の保管と廃棄	機器及び媒体を正式な手順に基づいて廃棄すること。
55	リカバリ	障害発生時には、迅速にシステムが復旧できるようにしておくこと。
ネットワーク要件		
56	回線設計	LGWAN の接続に関し最新の総合行政ネットワーク ASP ガイドラインの接続規程に沿った設計がなされていること。(LGWANを利用する場合)
57		インターネット側(申請業者側)は、冗長化がなされていること。
58	通信の暗号化	申請業者が操作する端末の WEB ブラウザと機器設備の WEB サーバ間で行われる通信には、HTTP 通信(SSL 等)を用いること。
59		市職員が操作する端末と機器設備の WEB サーバ間で行われる通信には HTTP 通信(SSL 等)を用いること。
60	外部ネットワークからの不正アクセス防止	ネットワーク構成図を作成すること。ネットワーク構成に変更があった場合は、本市へ報告すること。またアクセス制御方針を策定し、これに基づいて、アクセス制御を許可又は無効とするための正式な手順を策定すること。
61	その他の不正アクセス防止	外部及び内部からの不正アクセスを防止する措置(ファイアウォール、リバースプロキシの導入等)を講じること。
62	管理者権限の割当	情報システム管理者及びネットワーク管理者の権限の割当及び使用を必要最小限に制限すること。また、管理者権限の割当一覧を作成して管理すること。

63	障害通報	外部ネットワークの障害を監視し、障害を検知した場合はネットワークの管理責任者等に通報すること。
運用管理端末におけるセキュリティ要件		
64	端末の設置場所	重要な物理的セキュリティ境界(カード制御による出入口、有人の受付等)に対し、個人認証システムを用いて、従業員及び出入りを許可された外部組織等に対する入退室記録を作成し、適切な期間保存すること。
65		重要な物理的セキュリティ境界に対して監視カメラを設置し、その稼働時間と監視範囲を定めて監視を行うこと。また、監視カメラの映像を予め定められた期間保存すること。
66		重要な物理的セキュリティ境界からの入退室等を管理するための手順書を作成すること。
67	プログラム管理	運用管理端末に、許可されていないプログラム等のインストールを行わせないこと。 従業員等が用いる運用管理端末の全てのファイルのウイルスチェックを定期的に行うこと。 技術的ぜい弱性に関する情報(OS、その他ソフトウェアのパッチ発行情報等)を定期的に収集し、随時パッチによる更新を行うこと。
68	パスワード管理	パスワードは厳重に管理し、定期的に変更すること。 パスワードが漏えいした場合に備えて、必要な対策を講じること。
69	記録媒体管理	端末に接続する外部記録媒体の運用手順を作成すること。 外部記録媒体は、管理者を定め厳重に管理し、定められた区域外に持ち出さないこと。 外部記録媒体にアクセスできる者を予め限定しておくこと。
70	ログの管理	端末操作履歴(ログ)を取得し、予め定められた期間保存すること。
71	端末管理	端末の盗難防止対策を講じること。 予め定められた者以外、操作できない措置を講じること。 不要なデバイスが利用できない措置を講じること。
72	通信の暗号化	外部端末と機器設備のサーバ間の通信において、電気通信事業者の通信回線を使用する場合は、IP 通信暗号(VPN 等)を用いる等の対策を講じ、情報漏えい・不正アクセス等を防止すること。

6. SLA（現行参考）

以下のサービスレベルを守ること。

	要求項目	定義等	目標値等
システムサービス品質	サービス稼働率	○実サービス提供時間 =[サービス提供時間] -[事前通知された定期保守等によるサービス停止時間] ○サービス稼働率 =[実サービス稼働時間] /[実サービス提供時間]	99%以上
	通知時間	異常検知後、利用者に通知するまでの時間	2 時間以内
	バックアップ実施間隔		1 回以上/日
	バックアップ世代数		3 世代以上
システム性能	オンライン応答時間遵守率（※）	単一機能を実現するオンライントランザクション処理の応答時間が決められた時間内におさまった割合	○電子調達システム 業務ピーク時でも、1 開札あたり 100 業者の参加案件に対して、IC カードによる開札処理時間（一括開札、落札者決定通知書等発行処理）はそれぞれ 2 分 30 秒以内 80% 以上 ○電子調達システム以外 次画面への切替が 2.5 秒以内の遵守率 80%以上
ヘルプデスク	サービスサポートの稼働率	(窓口が実際稼働した時間) / (ヘルプデスク運用時間帯の合計時間)	99%以上
	一次回答率	申請業者からの問合せにおいて、ヘルプデスク直接回答できた割合を計測する。 【計算式】 初回コール内で解決した件数 ÷ 全問合せ件数 × 100	90%以上
	再コール比率	(解決扱いになった要求のうち、再度要求があった件数) / (全要求件数)	15%未満
	バックログ率	(その日のうちに処理が完了しなかった件数) / (全要求件数)	15%未満

(※) レスポンスを維持するためのシステム環境の調整や、機器等の増設は受注者が無償で行うこと。ただし、市側の庁内 LAN 回線、LWAN 回線及びインターネット利用回線の混雑状況によりレスポンスの保証が出来ない場合については、別途協議とする。